

## 抵抗の政治、政治への抵抗

### ——H・アレントの市民的不服従論における 「暗黙の同意」概念をめぐって——

間庭 大祐\*

#### はじめに

周知のように、アメリカでは1960年代後半から1970年代初頭にかけて、ベトナム反戦運動や学生運動、ならびに公民権運動といった諸々の市民運動が活発化していた。そのアメリカにおいて、ハンナ・アレントもまた、これらの世界的な広がりを見せた政治的動向に注目していた知識人の一人であった。ヤング＝ブルーエルによるとアレントは、合衆国始まって以来のこうした共和政体存立の危機的状況に幾分かの不安を抱きながらも、他方でこれらの諸運動が非暴力的に展開されている様子を肯定的に評価していたという<sup>1)</sup>。アレントは、こうした一連の政治的動向に強く感銘を受けたりしく、友人のM・マッカーシーに1969年のデモの様子について「もしかすると、共和国を、公的なものを再発見するかもしれません」と興奮交じりに伝えている(BF: p. 247 / 442頁)<sup>2)</sup>。アレントの論考「市民的不服従」は、こうした経験に基づいて執筆され、『共和国の危機』に所収される形で1970年に公刊される<sup>3)</sup>。

ただし、アレントの「市民的不服従」論は、『人間の条件』や『革命について』といった主要著作に比べて取り上げられることの少ない論考である。その理由としては、テーマ自体が時事的な政治問題を扱っているということもさることながら、アレントの政治の展望の一つである世界の形成もしくは

\* 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

世界の共有という位相に比べて、「市民的不服従」論に見られるような抵抗の政治という展望が把握しづらいといった理由が考えられる<sup>4)</sup>。あるいはまた、後述するようにアレント自身が市民的不服従をアメリカ共和政体創設以来の「結社」の伝統のなかに位置づけていることから、そうした政治的行為を抵抗の政治という文脈よりも、参加民主主義的あるいは共和主義的な文脈に回収しやすいということも原因の一つであろう<sup>5)</sup>。

しかしながら、市民的不服従から「自発性」や「参加」、また「非暴力」や「対話」といったエートスのみを読み取ることは困難だと思われる。というのも、市民的不服従は、まさに既成の政治体制ないしは政策への抵抗だからである。とすれば、市民的不服従そのものが持つ抵抗の要素を、アレント自身がどのように考えていたのかということが再度考察されねばならないであろう。こうした論点を設定し、アレントにおける抵抗の政治という展望の輪郭を浮かび上がらせることはきわめて重要な作業と考えられる。そこで本稿では、アレントにおける市民的不服従の政治的意味を明らかにするべく、彼女の市民的不服従論を精査することによって、アレント思想のなかでの「市民的不服従」論の位置づけを問うことを目的とする。

それにあたって第一節では、アレントにおける市民的不服従の理論的規定を検証するとともに、アメリカ合衆国創設の偉大な物語を綴った彼女の革命論との関連のなかで「市民的不服従」論を読み解き、市民的不服従論が革命論との思想的連続性のなかでまずは把握されねばならないことを示す。次いで第二節では、第一節で確認された点をより理論内在的に把握し、合意／同意概念が「市民的不服従」論と革命論との連関を導くものであることを確認する。そして第三節では、アレントの「市民的不服従」論の特異性を浮かび上がらせるために、ハーバーマスの市民的不服従論を検討し、アレントの市民的不服従においては行為の正当化原理の問題が重要な論点となることを示す。最後に第四節において、アレントが基本的人権といった普遍主義的内容の基本原則に一貫して懐疑的であったことを確認するとともに、「市民的

不服従」論において彼女は合意／同意の概念に不服従を正当化するための新たな意義を見出したことを明らかにする。

## 1 アレントにおける市民的不服従の理論的規定

J・ロールズによれば、市民的不服従論は、第一に異議申し立て行為の定式化と類型化、第二にそうした行為の正当化根拠の提示、第三に立憲民主政体における位置づけとその機能、という大別して三つの議論から形成される。こうした議論の整理を行ったうえでロールズは、市民的不服従を、公開の場で、非暴力的に行われ、良心に規定されているが違法な行為であり、それはえてして法律や政策の変更をもたらすものと定義する<sup>6)</sup>。J・ハーバーマースも指摘しているように、市民的不服従についてのこのロールズの理論的規定は、市民的不服従の意味限定を広く取った、いわば最大公約数的な理論定式と見做されている<sup>7)</sup>。

たしかに、アレントも市民的不服従と良心の兵役忌避とを、また市民的不服従と法律を破るという一般的な意味での犯罪行為とを比較しつつ、市民的不服従を公然とした法の侵犯行為としながらも、あくまでそれは非暴力的に行われる集団的な活動 action であると定式化する。そのうえでアレントは、市民的不服従が個々人の良心や道徳的命令に基づく政治的行為ではなく、連帯した者たちによる合意に基づいた協同的な活動であることを認め (CR : p. 56 / 51-2 頁)、「通常の変革のチャンネルがもはや通じなくなり、不満に耳が傾けられたり取り上げられることがないという確信を相当な数の市民が抱くようになったとき」に、現状の法秩序や政府の権力均衡を必要かつ望ましい変化へと、もしくはその維持や回復へと向かわせることのできる政治的に動機づけられた行為だと主張するのである (CR : pp. 74-5 / 67-8 頁)。では、市民的不服従についてのこのようなアレントの理論的概念規定の独自性はどのような点にあるのか。

アレントは、市民的不服従にかんする議論の多くが、これまで不服従を個人的な良心的拒否というモデルから理解してきたと指摘する。彼女の見るところ、このような個人の良心的拒否モデルは、『市民の反抗』などの著作もあり、奴隷制容認の政府に対して人頭税の納付を拒否したヘンリー・D・ソロー以来の思想的伝統に裨差すものである。たしかに、このようなソロー的モデルは、のちにガンディーらの抵抗運動に大きな影響を与えたとされるが、アレントは斯かる良心的拒否モデルが実は「個人の良心と良心の道徳的責務を根拠」として議論展開されていると批判する（CR：p. 60 / 54 頁）。

アレントの理解によれば、良心は、自己についての関心にのみ向けられているものであり、何らかの共同体あるいは政治に関心を持っているものではない。それゆえに、良心は非政治的であるばかりでなく、〈正義は為されよ、たとえ世界が滅ぼうとも *Fiat iusticia et pereat mundus*〉という道徳性と政治との間のディレンマを内在させているというのである（CR：pp. 60-4 / 55-8 頁）。彼女の見るところ、不正を為すより不正を被ったほうがよいと考えたソクラテスのように、ソローもまた「善良な人間」の立場に立ち、不正に関わることを拒絶したのであった。しかし、それは「法律にたいする市民の道徳的関係を根拠とするのではなく、個人の良心と良心の道徳的責務を根拠」とした議論であって、そうであるがゆえに政治に向けられるべき公的原理にはなりえないというのである。そこで、アレントはこうしたソロー的不服従とは反対に、（仮に市民的不服従が各個人の良心に基づいて起こったとしても）複数の人間による協同の活動である点を強調するのである。

さて、良心の問題もさることながら、市民的不服従についてのアレントの理論的規定のさらなる独自性は、彼女が政治体の変化という点において革命と市民的不服従とを明晰に区別していない点にある。たしかに、アレントは市民的不服従の特徴の一つとして非暴力という性格づけを行っているために、暴力的変革行為としての革命と非暴力的変革行為としての市民的不服従といった違いが浮かび上がるのだが、しかしアレントはガンディーを引き合

いに出しながら、革命家も市民的不服従者もともに「世界を変革したい」という願望を共有していると理解しているのである。それゆえに、市民的不服従者は徹底的 drastic な変革を希求する可能性を内包しているというのだ。アレントはこの点について、「ガンディーはイギリスのインド支配という『既成の権威の枠組み』を受け入れていたのか。彼は植民地における『法体系の普遍的な正統性』を尊重していたのか」という疑問を我われに投げかけている (CR: pp. 76-7 / 70 頁)。このような彼女の疑問が指し示すことは、革命と市民的不服従の両者がともに既成の政治的秩序の権威や法体系の普遍的な正統性を拒絶する点で同じ形態の政治的行為だということである。したがって、こうした革命と市民的不服従における世界変革という共通性への着眼は、ロールズの理論規定の「市民的不服従は個別の法規範に故意に違反することを含んでいるが、法規範の全体への服従を侵すものではない」<sup>8)</sup> という構成要件とアレントの定式化が異なることを示唆するものとなる。

さらに言うならば、ここが重要な点となるのであるが、革命と市民的不服従との親和性は、世界の変革または既成の政治体ないしは法体系の抜本の変革という性格にのみあるのではないということである。アレントの理解によると、市民的不服従は、A・ド・トクヴィルが目した「自発的結社」の最新の形態であり、そうであるからこそアメリカの「最古の伝統にぴったりと一致している」というのである (CR: p. 96 / 88 頁)。というのも、それは市民的不服従者の間に自発的結社の原理となる合意 agreement / 同意 consent が形成されているからに他ならない<sup>9)</sup>。M・カノヴァンが指摘するように、アレントは『革命について』においてアメリカ共和政体の創設 (自由の創設 foundation of freedom) の基盤に、複数の市民による合意 / 同意を見出した。そして市民的不服従においても、その協同の行為の基礎に合意 / 同意を発見したのである<sup>10)</sup>。このようにアレントは、自発的結社を形成させ、ひいてはアメリカ共和政体を基礎づけた革命の原理が、いまもなお学生運動や公民権運動といった諸運動において現出していると看做しているのである。この点

において、市民的不服従と革命とは明瞭に区分すべきでないのである。そうであるからこそ、市民的不服従はアメリカ革命と密接に結びついており、その思想的連続性のなかで捉えられねばならないというのである。

しかしながら、市民的不服従における合意／同意は、アメリカ共和政体の基礎原理たる持続的な合意／同意という文脈に回収されうるものなのであろうか。先述のようにアレントは、市民的不服従が必ずしも既成の権威や法体系の普遍的正統性を容認しているとは限らないことを示唆していた。「ガンディーはイギリスのインド支配を受け入れていたのか」。我われは、このアレントの指摘を次のように言い換えてみることもできるだろう。すなわち、アメリカ建国以来永きにわたって不当に迫害されてきた黒人市民は、あたかも白人市民のみが公的領域の参加者であるかのような合衆国の実質的な政治・社会状態に満足していたのであろうか、と。

アレントにしたがえば、たしかに市民的不服従は、アメリカ憲法の精神を継承したものである。しかし、とりわけ公民権運動に見られるような市民的不服従の始まりが、何よりもアメリカ共和政体を存立させる基礎原理たる同意そのものへの抵抗によって為されたことを忘れてはならない。そこで、次に市民的不服従論とアメリカ革命論との関係を内在的に把握するために、アレントのアメリカ革命論を振り返りつつ、そこでの理論的欠陥の問題を確認することにしたい。

## 2 市民的不服従論とアメリカ革命論との間の内在的な連関

アレントにとって、革命は自由に向けた新しい「始まり」である。そうであるからこそ、革命は旧政治体からの解放 liberation に終わるだけでなく、何よりも新たに自由 freedom の空間を創設しなければならない。自由のための「新しさのパトス」は、革命精神となって顕現するというのである。このような革命についての概念規定のもとアメリカ革命とフランス革命とを比較

し、アメリカ革命を革命的伝統の「失われた宝」と顕彰するのが、アレントの革命論の際立った特徴である。

こうした論理展開からもわかるように、アレントの革命論はマルクス主義的な階級史的暴力革命といった、よく知られている旧来の近代革命パラダイムの支配的図式では十全に理解することができない。それは、彼女がアメリカ革命の過程のなかに、これまで旧来の革命パラダイムが看過してきた、ある原理を浮かび上がらせようと企図していたからである。では、その原理とは何か。それは、「相互約束と共同の審議という内的に関連した原理」と呼ばれるもののことである（OR：p. 206 / 340 頁）。

アレントの理解によると、この「相互約束と共同の審議という内的に関連した原理」こそ、アメリカ革命の基礎原理である。斯かる原理は、メイフラワー誓約に見られる原初の相互契約という政治的経験のなかに現れている。アレントの見るところ、アメリカでは革命勃発以前の植民地時代より、各地方に全市民の参加が許された地方自治組織が存在していた。この地方自治組織は、市民たちの自発的な参加によって構成されおり、そこで取り決められた秩序や法は市民たちの間に信頼できるルールとしてすでに受け入れられていたのだという。こうした植民地時代の政治的経験が、アメリカの人びとに相互契約を基礎とする「結社 associations」の形成という政治的エートスを涵養したのである。いわばメイフラワー誓約は、斯かる政治的経験の象徴的な顕現に他ならない。ここで重要なことは、アメリカ革命の場合、こうした地方自治組織における市民相互の約束と共同の審議の過程を経た公共的な決定事項への合意／同意が、政治体の基礎となる権力を構成する原理となったと同時に革命の正統性根拠となり、それゆえに植民地独立以後の新たな政治的秩序の権威となったということである。（OR：p. 157 / 257 頁）

ここで言うところのアレントの権力概念は、たとえばM・ヴェーバーの定義するような、他者の行動を自らの意思に強制する可能的力といった社会科学では広く知られている権力概念とはまったく異なる<sup>11)</sup>。アレントによる

と、権力は「活動し語る人びとの間に現れる潜在的な現われの空間、すなわち公的領域を存続させるもの」であり（HC : p. 200 / 322 頁）、決して個人の資質や物理的暴力に還元されるものではない。あくまでそれは、相互の水平的な契約によって結ばれた人びとの「集団に属するものであり、集団が集団として維持されているかぎりにおいてのみ存在し続ける」ものなのである（CR : p. 143 / 133 頁）。そして、こうした意味での権力の源泉となるのが、合意／同意に他ならない。アレントは、斯かる構成的権力が革命を成功させたと同時に、アメリカ共和政体の土台となったと理解する。つまり、アレントにとってアメリカ革命という政治的出来事は、「相互約束と共同の審議という内的に連関した原理」に基づいて遂行された新しい権力概念とその構成と維持を伝える物語だったのである

しかし、このようなアレントの革命論の最大の問題点は、彼女がアメリカの奴隷制度の問題を正面から取り上げていないことである。千葉眞も指摘するように、もし「この問題を正面から取り上げたとしたならば、彼女のアメリカ革命論はかなり異なった立論を強いられたはずである」<sup>12)</sup>。いみじくも、アレントは古代ギリシアのポリス以来の「奴隷制の核心」について言及するなかで、公的領域成立の暗黒面を「自分自身を生命の必然性から解放したいという人間の欲求」に見出し、「このような解放を暴力によって、すなわち自分のために他者に生命の重荷を負わせることによって成し遂げた」と認めている。そうであるならば、アメリカの奴隷制度を論証の過程に組み込まないアレントは、まさに彼女自身の指摘した、「他者に対する暴力と支配だけが一定の人びとを自由にすることができるという古くからある恐るべき真理」（OR : p. 104 / 169 頁）を批判できていないのではないだろうか。このような疑問は、アメリカ革命における合意／同意の形成は、実は黒人奴隷やネイティヴ・アメリカンを恣意的に、そして暴力的に排除することによってはじめて成されたものなのではないのか、という根本的な問題提起に直結する<sup>13)</sup>。この点においてアレントの「市民的不服従」論は取り上げられねばなら



ない。というのも、市民的不服従、とりわけアメリカの公民権運動は、斯かるアメリカ共和政体の始原の合意／同意への排除された者たちによる異議申し立てだからである。

たしかに、アレントにしたがうならば、学生運動やベトナム反戦運動などの不服従は「アメリカ憲法の精神」、すなわちアメリカ革命を成功させた「結社」の伝統を継承しているだろう。しかし、公民権運動について言えば、この市民的不服従によってアメリカ憲法の原理そのものが問われているのである。ただし、アレントは公民権運動に参加した大部分の人びとが「アメリカ共和国の始原の全員の同意 the original *consensus universalis* にまったく含まれていなかったという単純にして恐るべき事実があった」ことを認めている。さらに、彼女は黒人市民の公的領域からの排除について、それが合衆国憲法修正第十四条および修正第十五条の実施によっても依然として解消されていないことも認めている（CR : pp. 90-1 / 82-3 頁）。そうであるならば、我われは、市民的不服従が政治体の根源たる「同意 consent」そのもの、あるいは公的領域や法体系を支える普遍的正統性に対して異論を唱える活動ないしは抵抗であることを強調しなければならないであろう。アレントも、市民的不服従による異議申し立て dissentこそが、黒人市民と白人市民との間の人種的不平等という「アメリカのディレンマ」を白日のもとに曝したと認めているのである（CR : pp. 80-1 / 74-5 頁）。この点においても、先述のようにアレントの定式化する市民的不服従が、ロールズの理論規定、すなわち不服従は法規範全体への不服従を意味するものではないという定式と異なるものであることは強調しておいてもよいだろう。

### 3 市民的不服従の正当性を何に求めるか—ハーバーマスの市民的不服従論を参照点として

ところで、アレントの権力概念から着想を得て、ラディカル・デモクラ

シーを基礎づける独自の「コミュニケーション的権力」の概念を構想した社会哲学者がいる。それは、よく知られているようにハーバーマスその人である。彼は、「コミュニケーション的行為」の政治的内実を、アレントのように政治体の創設ないしは公的領域の創出といった次元ではなく、生活世界における政治文化の成熟という次元で捉えていく。

ここで、ハーバーマスの思想に言及するのは故なきことではない。彼は、権力概念のみならず、アレントの知的営為そのものから多分に影響を受けていたと公言している<sup>14)</sup>。つまり、ハーバーマスの社会哲学は、アレントの思想を批判的に乗り越えることによって現代における政治文化の可能性を追求していったものなのだ。そのような政治文化の構想を練り上げるなかで、ハーバーマスも1980年代初頭のドイツにおける平和デモに着目する。彼はここで、アレントと同様に市民的不服従について理論的考察を深めた。このように、ハーバーマスの知的営為がアレントの思想を「道標」として為されたものであるならば、アレントの「市民的不服従」論を理解するために、翻ってハーバーマスの市民的不服従論を参照することはきわめて有意義な作業であると考えられる<sup>15)</sup>。そのため、以下において概説的にハーバーマスの市民的不服従論を確認することで、アレントの市民的不服従論の特異性を浮かび上がらせてみたい。

まず、ハーバーマスは市民的不服従を「我われの民主的法治国家的秩序の一般に承認されている正統性根拠を援用して実行されはするが、形態としては違法であるような行為」だと理解する<sup>16)</sup>。彼の市民的不服従論の特徴は、市民的不服従が法治国家の正統性と合法性との間で宙づりにされ、この両者の間の緊張関係において成立するものと捉えられている点である。ここで重要なことは、ハーバーマスの市民的不服従についての理論的規定を理解するためには、彼の法治国家についての理解を前提としなければならないということである。

ハーバーマスは、ロールズ的な市民的不服従の正当化条件を、斯かる行為

が「重大な不公正が十分に記述されているケースに向けられるべきこと。成功の見込みのある合法的な影響力行使の可能性が尽きていること。不服従の行動が、憲法秩序の機能を脅かす規模にまで拡大してはならないこと」と要約しつつ、ロールズが「市民的不服従こそ、民主主義の道徳的基盤が適切に理解されているかどうかを知る試金石」と主張していたと指摘し、そのうえであらゆる法治国家における民主主義にとって市民的不服従が不可欠であること、そしてそれゆえに然るべき位置づけを与えられるべき「政治文化の構成要素」であると看做す<sup>17)</sup>。こうした理解の前提にあるのが、民主的な法治国家の理念は正統性と合法性との二つの要素間の緊張関係において存立するという前提である。

ハーバーマスの理解によると、法治国家は市民に対して「刑罰への恐怖からではなく自由意思によって法秩序を承認するように求める」。すなわち、民主的法治国家は、暴力の独占によって抑圧的に市民を法秩序へ服従させるだけでなく、自発的に法秩序の掲げる規範的要求を承認するように要求する。斯かる市民の承認は、「正統化する手続き」と呼ばれる。しかし、この手続きによる正統化は、法秩序を正当化する究極的原理が「理解」に基づいて承認される場合に限られている。つまり、法治国家は、一方で手続きによる正統化によって合法と承認されねばならないし（合法性）、他方でそのような手続きによる正統化だけでなく、法秩序そのものの正統性原理が基本的人権や人民主権や法の下での平等といった、理性法やカント倫理学以来の伝統のなかで彫琢された普遍主義的価値それ自体によって正統化されねばならないのである（正統性）。それゆえに、「民主的法治国家が市民に対して要求できるのは、法への絶対服従ではなく、条件付きの服従でしかない」というのである<sup>18)</sup>。ここまでの市民的不服従およびその実践のために不可分の法治国家の特性へのハーバーマスの理解で押さえておかねばならないことは、法治国家の正統性を保障する普遍主義的価値ないしは倫理的規則についてである。

ハーバーマスによると、市民的不服従者にとって正当な不服従の可能性

は、法治国家の合法性にではなく、その正統性への疑義から生じてくるのだという。このような疑義は、法治国家の可謬の性格に由来する。ハーバーマスの理解では、法治国家は、たとえばヨーロッパの基本的人権の歴史がその普遍主義的内容の完成を目指す学習過程であったように、変化する諸状況のなかで普遍主義的内容を持った基本原則と政治体の正統性とを合致させる一つのプロジェクトである。それゆえに、法治国家は、その正統性が拠って立つ普遍主義的原則の理念と合致するように努めねばならない。もしも、法治国家の正統性が普遍主義的な基本原則と合致していなければ、市民的不服従はその誤謬の修正あるいは革新の可能性の条件として現出するというのである<sup>19)</sup>。この意味でハーバーマスは、市民的不服従を民主的法治国家の「正統性の番人」ないしは成熟した「政治文化の構成要素」と看做するのである。

ようやくここまでの議論を経て、ハーバーマスはソローやキング牧師らの不服従について言及する。ハーバーマスの理解によれば、彼らは黒人奴隷支配やそれにともなう人権侵害の悲惨さを目の当たりにして、アメリカ合衆国憲法の原理、ないしは普遍主義的原則が正しく実現されていないことを訴えたのである。つまり、彼らは国家による基本的人権の明白な侵害に異議を申し立てたのである<sup>20)</sup>。この点は、市民的不服従が、政治体における人種的不平等の構造（「アメリカのディレンマ」）を暴露すると同時に、公的領域や法体系を支える普遍的正統性（アメリカ共和政体の根源的原理たる「始原の全員の同意」）に対して異論を唱えたことを指摘したアレントの分析ときわめて近い親和性がある。我われにとっては、斯かるハーバーマスの指摘を待つまでもなく、ソローやキング牧師らが市民的不服従を遂行する際に基本的人権を見据えていたことは想像に難くないであろう。また、基本的人権が普遍主義的な内容を有すること、そうであるからこそ、それは法治国家が学習すべき基本的な原則として広く承認されていることも理解しやすいと思われる。あるいは、ハーバーマス・アレント両者が指摘するような市民的不服

従と政治体の正統性との関係性の分析についても納得しやすいであろう。

しかしながら問題は、アレントが『全体主義の起原』公開の頃より一貫して人権に懐疑的かつ批判的であったということである。それは、おそらく彼女が長期にわたり無国籍者であり故郷喪失者であった経験と深くかかわるものであろう。だが、それにしてもアレントは、基本的人権のみならず（ハーバーマスが挙げているような）人民主権や法の下での平等といった民主主義的価値にも懐疑的なのである。ハーバーマスの理解では、こうした政治的に意味のある普遍主義的価値こそが市民的不服従の拠り所であった。しかしアレントが、このような今日広く知られていると思われる普遍主義的価値に懐疑的であったのならば、彼女はこの問題をどのように考え、また市民的不服従が何に基づいて為される政治的行為だと考察していたのであろうか。こうした論点について、次にアレントの人権概念についての考察から確認していくことにしたい。

#### 4 市民的不服従と「暗黙の同意」の概念

アレントは、フランス・アメリカ両革命における人権宣言を以て近代が誕生したと理解する。一見すると、このようなアレントの理解は、啓蒙主義思想のもとヒューマニズムと人間的理性への賛歌を謳い、進歩主義や個人主義そして自由主義に根差した民主主義原理の確立を成す壮大な歴史の幕開けとして我われに周知されているような理解と同様のものであるかに思える。しかし、アレントはこうした近代の幕開けを独自の視点から解釈し直すのである。

まず、アレントは、近代の誕生によって中世以来人びとに「社会的故郷」と「精神的故郷」を付与していた宗教的権威が崩壊した結果、人間共同体それ自体が政治的領域に新たな権威を保証しなければならなくなったと分析する。つまり、世俗化の結果それまで人間に権利を保証していた宗教的のも

のが力を失ったため、政治体それ自体が「政治的には保証不可能なこと、もしくは未だかつて政治的に保証されたことのないものを保証すること」をせねばならなくなったというのである。こうした歴史状況のなかで人権は、増大する国家権力ならびに社会的不公正によって個人の存在が脅かされる場合にのみ担ぎ出されるものとなったというのである。アレントの理解によれば、このような人権概念の使用は、人権概念そのものの意味を変更させることとなった。すなわち、人権は原理的な意味において人間の譲渡することのできない権利から「被抑圧者の援助が彼らの権利擁護のための論拠とする一種の補足的な例外的な権利となったのであり」、その運用については、「誰もが人権を権利なき者にとっての最低限の権利として扱うようになった」というのである（OT: p. 291 / 2巻: 271頁）。

そればかりではない。政治体にとって、人権の適用される範囲の判定は困難であった。というのは、人権が「人間一般」、すなわち複数であるべき個々の人間を抽象化した「人間一般」を想定していたからである。むしろ、「人間一般」は、現実的ないし経験的に存在するわけではない。とすれば、人間の複数性を包摂しつつも、「人間一般」が無制限に拡大解釈されることを防がねばならない。そこで、国民国家体制を敷くフランスの場合のように、その「人間一般」の適用範囲を限定するために「人間一般」を国民の一員と看做すことによって、別言すれば、人権の想定する人間の概念を民族ないしは国民と同一視することによって、斯かる困難を克服していったというのである（OT: pp. 291-2 / 2巻: 272-3頁）。このような人権概念の運用は脆弱なものであった。なぜなら、その国民以外人間が政治的領域に現われた場合に、政府は国民以外人間に人権を保障することができないからである。これが「人権のアポリア」と呼ばれるものであるが、この時点ではまだ斯かる人権規定の根本的な欠陥が表面化することはなかった。それが政治的に深刻さを増したのは、第一次世界大戦以降のことである。

アレントの指摘によると、第一次世界大戦以降ヨーロッパに大量の無国籍

者が出現するようになってはじめて、人権は譲渡することのできぬ基本的権利と看做すことができなくなった。もちろん、そもそも人権がそのなかに根本的な欠陥を内包している以上、遅かれ早かれ人権がどのように定義されるにしろ、それはこの世界に足場を持たない人間（無国籍者）を守るものではなかったのであるが。要するに、人権はいかなる国においても人間の権利としてではなく、「イギリス人の権利」あるいは「ドイツ人の権利」といった「国民の権利」としてしか十全に機能しえないものだったのである。アレントは、こうした人権のアポリアにたいして、フランスの人権宣言もアメリカの独立宣言も有効な解決策とはなりえなかったと指摘している（OT: p. 299 / 2巻: 285-6頁）。果たして、このような理解を示すアレントが、基本的人権を市民的不服従が依拠する普遍主義的内容の基本原則として看做すであろうか。彼女は、1963年に公刊された『革命について』のなかでもフランス革命で宣言された人権概念に鋭い批判を加えているのだ。そればかりか、「市民的不服従」論のなかでも人権については一切言及していないのである。では、人権が人間にとっての普遍主義的の原則たりえないとすれば、アレントは市民的不服従の正当化根拠についてどのように考えていたのであろうか。ここでもう一度、アメリカ革命の基礎原理であった合意／同意の概念に立ち返ってみたい。

アレントは、革命論のなかで同意の概念を発見したが、それから数年後の「市民的不服従」論においても再度この同意の問題に接近した。アレントによると、同意は「共同体の各市民は自発的に共同体の一員になったと想定されなければならないということ」を前提とする（CR: p. 87 / 80頁）。先述のように、斯かる同意の概念は、それが政治体を構成するための権力の基礎原理として機能する場合に有効な意義を持つ。しかし、「市民的不服従」論においてアレントは、同意にある種の難点が存在することを発見する。その難点とは、同意に基づく社会契約が擬制的であること、別言すれば、政治体の権威についての仮定的な証明が虚構 fiction であると反論されかねない点

である。たしかに、アメリカ建国の始原の「全員の同意」のなかに黒人市民は含まれていなかった。そのため、アレントはそうした社会契約であっても「全員の同意」を調達できたか否かという問いかけについてはこれを否定するのである。つまり、アレントは、同意が法的小よび歴史的に見て擬制的で虚構的であると批判される可能性を認めるのだ。にもかかわらず、彼女は同意をまったくの虚構だと退けてしまうことに、それは「実存的小よび理論的には正しくない」と反論する。そして、ここで彼女は「暗黙の同意 *tacit consent*」という新たな概念に言及するのである (CR : pp. 87-9 / 80-1 頁)。

アレントによると、そもそも人間は、共同体に出生する際に「暗黙の同意」を行う。人間は誰も共同体に迎え入れられることなしには生きていくことができない。そのために、人間は生まれてくる「特定の集団のなかで行われている世界という大いなるゲームを律しているルールにある意味で従う」という「暗黙の同意」を行うというのだ (CR : p. 88 / 80 頁)。アレントの理解では、こうした「暗黙の同意」は擬制的なものではない。むしろそれどころか、それは出生の実存的条件、いわば人間の条件の一つですらあるのだ。つまり「暗黙の同意」は、政治的な枠組み以前の人間の条件という意味を持ち、世界を共有するための条件として人間の出生に本質的に含まれているものなのである。もちろん、このような「暗黙の同意」は自発的なものとは言えないだろう。しかし、斯かる「暗黙の同意」によってはじめて、異論を唱える権利が発生することになるのである。

ここで重要なことは、人間は公的領域に参加するための潜在的な同意を生まれながらに(暗黙に)行っているということをアレントが強調していることである。このように、アレントが「暗黙の同意」について殊更言及しなければならなかったのは、それが公的領域に参加すべく潜在的な「暗黙の同意」を行って生まれてきたにもかかわらず、黒人市民を実質的に「全員の同意」から排除する差別が横行していたからに他ならない<sup>21)</sup>。アレントは「暗黙の同意」の概念を析出することによって、実質的に「全員の同意」から排除さ



れている人間の権利、すなわち異論を唱える権利を保障しているのである。つまり、アレントは人間の出生にともなう斯かる「暗黙の同意」を実存的に肯定することで、市民的不服従の正当化原理をそれに求めたのである。彼女にとって「暗黙の同意」は、これまで自明視されてきた人権規定の拠り所、すなわち人権の普遍妥当性たる「自然の」「人間の尊厳」が自明でなくなった現代において、「人権」の名に値するだけの——人間としての特質を失わさせないための概念装置だったということができよう。

しかしながら、事態はそう楽観できるものではないだろう。アレントも指摘するように、アメリカでは「全員の同意」からの黒人市民の排除だけでなく、リベリア植民構想に見られるように、黒人市民の隔離（彼女の用語にしたがえば「暗黙の同意からの暗黙の排除」）までもが企図されていたのである（CR : pp. 90-1 / 83 頁）。自由の政治体と顕彰されたアメリカ共和国は、実に「他者に対する暴力と支配だけが一定の人びとを自由にすることができるという古くからある恐るべき真理」を内包したものであった。「国の既成の制度がまともに動かなくなり、その権威がその力を失うときには、非常事態が確実にすぐ近くにやって来ているのであり、自発的結社を市民的不服従に変化させ、異論を抵抗 resistance に変容させたのは今日の合衆国におけるそうした非常事態」だったのである（CR : pp. 101-2 / 94 頁）。アレントにとって、こうした「非常事態」をもたらしたものこそ市民的不服従に他ならなかった。市民的不服従は、人間の実存的条件としての「暗黙の同意」に依拠しながら、アメリカ共和政体の構造的不正を暴露することによって既成の公的領域の正統性を揺動させ、新たな公的領域創設の「始まり」に着手していたのである。

## おわりに

ここまで、アレントの「市民的不服従」論を検証してきた。この作業のなかで、本稿ではアレントにおける抵抗の政治の一端を確認してきた。そこでは、アレントは市民的不服従を政治的行為としての活動と把握していること、またそれは彼女が革命に見出した「自発的結社」の伝統に棹差す集団的な行為であること、そうであるがゆえに新たな公的領域の創設可能性を内包するものであることが確認された。そして、市民的不服従についてのこのようなアレントの分析は、アメリカ革命論から引き継がれたものであることも確認した。アレントの「市民的不服従」論は、アメリカ革命論との思想的連続性のなかで把握することで、より大きな意義を持つことになるのである。

ただし、本稿で示したように、アメリカ革命が新たな公的領域創設の物語であったのに対し、市民的不服従はそのように創設された公的領域への抵抗であった。換言すれば、アメリカ建国から約二百年を経て、政治的なものは、既存の政治（公的領域）に対する異議申し立てや抵抗として出現したのである。我われは、そうした抵抗が新たな政治体の「始まり」であるというアレントの慧眼を看過すわけにはいかない。市民的不服従は、共和主義へ連なる政治参加という系譜にのみ位置づくものではなく、何より抵抗することによって新たな政治の可能性を提示するのである。いわば、市民的不服従は、政治への抵抗であり、また抵抗の政治でもあったのだ。

かくしてアレントは、「憲法のなかに市民的不服従の入る一角を見つけ出せば、それは非常に意義のある出来事だろう——それはおそらく約二百年前の自由の構成体の創設に劣らぬ意義がある」と指摘するに至った（CR: pp. 83-4 / 76 頁）。

この「市民的不服従」論において、アレントは、市民的不服従とアメリカ共和政体の法秩序との合致ないしは両立可能性を模索していた。この模索のなかでアレントが導き出した答えは、両者は両立可能というものである。が、

しかしこの彼女の立場は、我われをまた新たな問いへと導くであろう。すなわち、革命論に見られる世界の形成もしくは世界の共有という政治的展望と、「市民的不服従」論に見られる世界への抵抗という政治的展望、これら二つの政治の可能性の整合ないしは緊張関係についてのアレントの思索についてである。この論点は、アレントにおける政治像ならびに彼女の政治思想全体に深くかかわるものであるがゆえに、さらに追究されねばならないであろう。この探求については別稿を期したい。

## 注

- 1) Young-Bruehl 1982 : pp. 415-6 =1999 : 552-3 頁
- 2) 本稿では、アレントの著作を引用・参照する際に略号を用い、原文頁数と邦訳頁数を表記し本文中に指示した。各著作と略号との対応については参考文献に示してある。その他の文献の引用・参照については、適宜文末注にて示した。
- 3) このような政治的・社会的状況のなかでアレントにとって一つの契機となったのは、彼女が1969年にシアター・フォア・アイディアズで開催された討論会「アメリカ憲法修正第一条と対決の政治」ならびに、その翌年の1970年にニューヨーク市法律家協会主催のシンポジウム「法律は死んだか」に参加したことである。アレントは、これらの会議への参加を契機として市民的不服従についての考察を深めた。
- 4) 千葉 1996 : 66 頁
- 5) 共和主義者としてのアレント像を提示する代表的論者として Canovan (1992=2004) が挙げられる。また川崎修も、アレントの「市民的不服従」論を共和主義へ連なる政治参加の系譜へ位置づけている (川崎 2005 : pp.260-4 頁)。
- 6) Cf. Rawls 1971 : p.364
- 7) Habermas 1983 : pp.83-4=1995 : 144 頁
- 8) Ibid., p.83=114 頁
- 9) アレントは、合意 *agreed* という言葉と同意 *consent* という言葉を使用するが、彼女がどこまで厳密にこれらの言葉を使い分けていたのか判断が難しい。合意も同意もともに権力の構成の基礎原理であることは間違いない。そうであるために、合意も同意もともに公的領域の基盤であり、かつそうした構成的権力の基本的形態としての自発的結社の基礎原理なのである。したがって、合意という言葉と同意という言葉との間に明確な区別があるとは考えられにくい、議論が煩雑になることを防ぐため本稿ではどちらかに言語を統一するのではなく「合意／同意」と表記する。ただし、第四節における「暗黙の同意」という言葉については、この言葉の意義を強調するために、あ

えて「同意」と表記する。

- 10) Cf. Canovan 1992 : p.217=2004 : 280 頁
- 11) Habermas 1997 : pp.1-7
- 12) 千葉、前掲書、149 頁
- 13) 同様の指摘として、Wolin (1983 : pp.11-2) や仲正 (2004 : 247-8 頁) を参照。この問題は一方的で比較的早い研究段階から「始まり」の恣意性の問題と呼ばれ、何ものにも拘束されない「始まり」はその恣意性ゆえに暴力的なものになるのではないか、という疑念とともに提示されることが多い (Jay 1978, Villa 1996)。このような疑念については、たとえば Honig (1993 : p.109) や梅木 (2002 : 150-1 頁) からも議論している。なお、アレントが革命論における「始まり」の暴力の問題に対峙し、その後の発展的な議論として「市民的不服従」論において「始まり」に既成の公的領域に対して抵抗する意味を与えたこと、それは翻って過去に創設された公的領域の無謬性を拒否するものであり、すなわち政治的領域の可謬性を認めるものであったことを論じた研究として間庭 (2014) を参照のこと。
- 14) 批判理論のコミュニケーション論的転回において、コミュニケーション的権力を基礎とするラディカルなデモクラシー論を展開したハーバーマスが、アレントの権力論あるいはその政治思想全体から多大な影響を受けていたこと、そしてその過程でハーバーマスにとってアレントは近代批判論者としてではなく、「未完の近代」の政治的達成の「道標」として受容されていたことを論じた研究として豊泉 (2006) が挙げられる。
- 15) ハーバーマスの市民的不服従についての社会哲学的考察は、1983 年秋にドイツで行われた、パーシングⅡ型ミサイルの配備に反対する平和運動（「熱い秋」）の圧倒的な広がり、この運動を「法律は法律である。それゆえに暴力なきデモも暴力である」という論理によって抑え込もうとした連邦政府や議会の態度などに促されて思索されたものである。したがって、ハーバーマスが感化された 80 年代前半のドイツとアレントが眼差した 60 年代後半から 70 年代前半のアメリカでは、その政治的・社会的状況の違いがあることもさることながら、市民的不服従が立ち向かうべき対象も異なっていることは確認しておかねばならないだろう。
- 16) Habermas 1983 : p.81=1995 : 111 頁
- 17) Ibid., pp.82-4=111-5 頁
- 18) Ibid., pp.85-6=116-7 頁
- 19) Ibid., pp.87-8=120-1 頁
- 20) Ibid., p.91=125 頁
- 21) アレントの黒人差別への認識、または黒人差別への態度については河合 (2014) に詳しい。また若干ではあるが、アレントの黒人差別問題への言及の少なさを指摘したものとしては Nisbet (1977) や Wolin (1983) らの研究がある。

## 参考文献

- Arendt, Hannah, 1958. *The Human Condition*. The University of Chicago Press. (=2007 志水速雄 (訳) 『人間の条件』ちくま学芸文庫) (略号: HC)
- , 1963. *On Revolution*. Penguin Books. (=2007 志水速雄 (訳) 『革命について』ちくま学芸文庫) (OR)
- , 1972. *Crises of the Republic*. Harcourt Brace & Co. (=2000 山田正行 (訳) 『暴力について』みすず書房) (CR)
- , 1973. *The Origins of Totalitarianism (New Edition with added Prefaces)* Harcourt, Brace & Co. (=2006 大島通義・大島かおり (訳) 『全体主義の起原 2 帝国主義』みすず書房) (OT)
- Arendt, Hannah and McCarthy, Mary. 1995, *Between Friends: The Correspondence of Hannah Arendt and Mary McCarthy*, Harcourt, Brace & Co. (=1999 佐藤佐智子 (訳) 『アーレント = マッカーシー往復書簡』法政大学出版局) (BF)
- Canovan, Margaret, 1992. *Hannah Arendt: A Reinterpretation of Her Political Thought*, Cambridge University Press. (= 2004 寺島俊穂・伊藤洋典 (訳) 『アレント政治思想の再解釈』未来社)
- Honig, Bonnie, 1993. *Political Theory and the Displacement of Politics*, Cornell University Press.
- Jay, Martin, 1978. "Hannah Arendt: Opposing Views", *Partisan Review*, vol.45, no.3.
- Habermas, Jürgen, 1977. "Hannah Arendt's Communications Concept of Power", *Social Research*, Vol. 44. No. 1
- , 1983. 'Ziviler Ungehorsam-Testfall für den demokratischen Rechtsstaat,' in *Die Neue Unübersichtlichkeit: Kleine politische Schriften V*. Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, 1985 (=1995 河上倫逸 (監訳) 上村隆広・城達也・吉田純 (訳) 「市民的不服従——民主的法治国家のテストケース」『新たなる不透明性』松籟社)
- Kateb, George, 1984. *Hannah Arendt: Politics, Conscience, Evil*, Rowman & Allanheld.
- 河合恭平「H・アーレントのアメリカ革命論と黒人差別の認識——「始まり」の恣意性と暴力に関連させて」『社会思想史研究』38号、2014
- 川崎修『アレント—公共性の復権』講談社、2005
- 間庭大祐「公的領域の可謬性と抵抗としての活動——H・アレントにおける「始まり」の恣意性と市民的不服従について」『唯物論研究年誌』19号、2014
- Nisbet, Robert, 1977. "Hannah Arendt and the American Revolution", *Social Research*, Vol. 44. No. 1
- 仲正昌樹『〈法〉と〈法外なもの〉ベンヤミン、アーレント、デリダをつなぐポスト・モダンの生議論へ』御茶の水書房、2004
- Rawls, John, 1971. *A Theory of Justice*, Harvard University Press.

- 千葉真『アレントと現代 自由の政治とその展望』岩波書店、1996
- 豊泉周治「コミュニケーション的行為と『人間の条件』——ハーバーマスとアレント」  
『アレントとマルクス』大月書店、2006
- 梅木達郎『脱構築と公共性』松籟社、2002
- Villa, Dana, 1996. *Arendt and Heidegger: the Fate of the Political*, Princeton University Press.
- Wolin, Sheldon, 1983. "Hannah Arendt: Democracy and the Political", *Salmagundi*, no. 60
- Young-Bruehl, Elisabeth, 1982. *Hannah Arendt : For Love of the World*, Yale University Press. (=1999 荒川育男・原一子・本間直子・宮内寿子(訳)『ハンナ・アレント伝』晶文社)